

政策整理番号	17	施策番号	5	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)		
対象年度	H18	作成部課室	農林水産部 農産園芸環境課	関係部課室	農林水産部 畜産課	
政策名	消費者ニーズに即した産業活動の展開			政策番号	2 - 5 - 2	
施策番号	5	施策名	有機農産物等の生産			
施策概要	農業のもつ自然循環機能を活かして、環境にできるだけ負荷をかけずに、消費者の求めている安全・安心志向に対応した有機農産物などの生産を目指します。					
政策評価指標 / 達成度	環境保全型農業に取り組む農家数の割合及び県認証制度、エコファーマー等取組農家数の割合		A			

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業) によりもたらされた結果						活動(事業) によりもたらされた成果						
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、事業の手段)に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
1	人と環境にやさしい農業推進事業(土づくり推進事業) 【農産園芸環境課】	農業者	土づくりを進めるため、実証ほを設け、有機質資源の活用、土壌分析等による適正施肥等を普及啓発した。	土壌分析件数 (件)	7,431 7,219 1.0	9,106 8,346 0.9	8,715 5,098 0.6	県内の農地に有機物施用が広まり、土づくりの意識啓発を進めた。	有機物施用面積率(%)	69	69	調査中
1	人と環境にやさしい農業推進事業(みやぎの有機農業等推進事業(環境にやさしい農業定着促進事業)(H18重)) 【農産園芸環境課】	環境保全型農業に取り組もうとする農業者	化学肥料・化学合成農薬を半分以上削減にして栽培した農産物を県が独自に認証した。	取組み農家数 (戸)	2,317 10,653 4.6	2,250 12,039 5.4	2,223 7,953 3.6	環境保全型農業による生産が広まった。	県認証制度取組面積(ha)	2,345	2,578	2,665
1	人と環境にやさしい農業推進事業(資源循環型畜産確立対策事業) 【畜産課】	畜産農家	家畜排泄物の適正処理を推進するため啓発資料を作成配布した。	啓発資料配布数 (枚)	6,460 1,800 0.3	3,000 1,800 0.6	3,000 980 0.3	家畜排泄物の適正な処理が進んだ。	家畜排泄物処理施設設置農家数 (戸)	1,205	2,289	2,204
2	エコファーマー支援普及事業(H17・18重) 【農産園芸環境課】	環境保全型農業に取り組もうとする農業者	セミナー等を通じて環境保全型農業を呼びかけ、環境保全型農業に取り組もうとする農業者をエコファーマーとして県が認定した。	環境保全型農業セミナー参加者 (人)	130 1,897 14.6	130 3,026 23.3	91 1,610 17.7	環境保全型農業に取り組む農業者が増加した。	エコファーマー認定数(延べ数: 人)	837	1,496	7,317
事業費計(千円)					21,569	25,211	15,641					

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	有効	効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・この事業は、法律やガイドラインといった中で役割分担が明確であり、県は適切に関与している。 ・各事業は施策目的に沿って実施されており、環境保全に関するニーズを受け、今後重要度が増していく事業である。 ・事業間での重複や矛盾する事業はない。 ・以上のことから適切と判断する。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・各事業の成果指標は順調に推移している。 ・研修会等の周知を広く行う必要があるものの全体的にこの施策を構成する事業の成果と考えられ、施策は「有効」と判断する。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・各事業は効率的に執行されており、施策全体としては「効率的」と判断する。 ・なお、研修会の周知についてさらに徹底することにより効率性をさらに向上させることが可能と考える。</p>

B 施策評価(総括)

適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・各事業の施策の目的である「環境保全型農業の推進」に沿って実施されている。施策は十分な成果が上がっており、効率的に執行されている。このことから施策全体としては「適切」と判断する。</p> <p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・消費者の求めている安全・安心志向に対応するために、各事業を継続し、有機農産物などの生産を一層推進する。</p>

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>・エコファーマーの認定、施肥設計等に際して、県は適切に土壌分析および指導を実施している。 ・適正な生育を確保するための施肥だけでなく、環境への負荷低減の観点から土づくりの必要性はさらに高まる。 ・類似した事業はなく、矛盾はない。</p>	<p>・業績指標、成果指標ともに横ばいであるものの、環境保全型農業に取り組む農業者は年々増加しており、有機物施用も着実に伸びているものと推測され、有効性はあると判断される。</p>	<p>・土壌分析点数は停滞しているが、分析について効率的に執行したため、単位当たりの事業費が向上した。事業は効果的に執行されたと判断する。</p>
<p>・国は、特別栽培農産物表示ガイドラインを設定しており、宮城県は、国の基準を準拠し実施しており、適切に実施している。 ・信頼性の高い農産物を求める機運は高まっており、今後も必要性の高い事業である。</p>	<p>・業績指標の取組人数は停滞しているものの、取組面積は増加していることから事業としては成果が見られた。 ・今後も取組農業者の拡大に向けた普及啓蒙を行う必要がある。</p>	<p>・認証に関する事務について効率的に執行したため、単位当たりの事業費が向上した。事業は効率的に執行されたと判断する。</p>
<p>・関係機関の連携により、推進しており妥当である。 ・環境に関する関心も高まっており、社会情勢に対応した事業である。</p>	<p>・対象農家の減少により指標値は低下したが、成果は高いレベルで維持されている。 ・苦情発生は依然とし多いので今後も推進が必要である。</p>	<p>・効率的執行に努め、予算減でも業績指標値は維持した。</p>
<p>・持続農業法においてエコファーマーの計画認定は、県の役割であり県の関与は適切である。 ・全国的に地域の環境を保全しつつ信頼できる有機農産物等の生産を図る方向にあるためこの事業の必要性は高い。</p>	<p>・成果指標は大幅に増加し、成果があった。 ・この事業の成果は、農地・水・環境保全向上対策と連動して、環境保全型農業の推進につながると考えられるので、政策の実現に貢献したと判断する。</p>	<p>・研修会への参加人数は少なかったものの、効率的に執行したため、単位当たりの事業費が向上した。事業は効率的に執行されたと判断する。</p>

施策を構成する事業の方向性

活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
『宮城の将来ビジョン』における位置づけ	
取組番号	取組名
維持	土づくりの重要性は、環境保全型農業の普及が進むにつれ、さらに高まることから、次年度も引き続き同程度の内容で実施する。
維持	信頼性の高い農産物の供給に対するニーズは、継続して見込まれることから引き続き同程度の事業内容で実施する。
取組6	競争力ある農林水産業への転換
維持	処理の高度化や苦情発生に対応するため継続して実施する。
拡充	環境保全型農業への取組は今後も拡大する方向が見込まれていることから、エコファーマーの取組状況等の確認をさらに拡充して実施する必要がある。
取組7	地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号

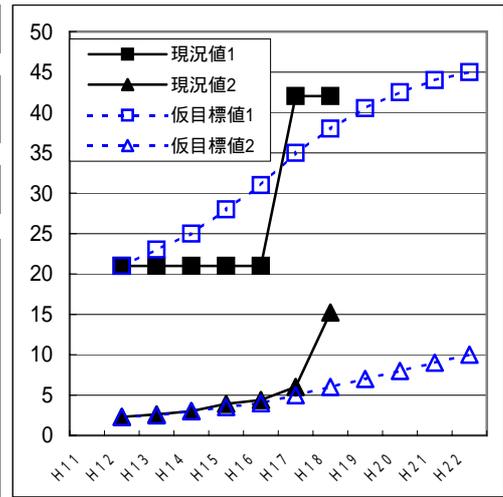
17

施策番号

5

対象年度	H18	作成部課室	農林水産部 農産園芸環境課	関係部課室	
政策名	消費者ニーズに即した産業活動の展開			政策番号	2 - 5 - 2
施策番号	5	施策名	有機農産物等の生産		

政策評価指標		単位						
環境保全型農業に取り組む農家数の割合及び県認証制度、エコファーマー等取組農家数の割合		21% 2%(2000年)						
目標値	H17	35% 5%	H22	45% 10%				
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H12	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
現況値	21 2	21 2.3	21 2.6	21 3.0	21 3.9	21 4.4	42 6.0	42 15.2
仮目標値			23 2.5	25 3.0	28 3.5	31 4.0	35 5.0	38 6.0
達成度		-	*** A	*** A	*** A	*** A	A A	A A



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

2000年現在の慣行栽培における化学肥料(窒素成分)及び化学合成農薬の単位面積当たり使用量を基準とし、県内の販売農家のうち、これら肥料又は農薬を慣行以下に抑え、環境保全型農業に取り組んでいる農家数の割合

政策評価指標の選定理由

・環境保全型農業の意識が高く、化学肥料及び農薬の使用量低減に取り組んでいる農家数の割合が最も適当と判断した。利用する農業センサス全戸調査は5年毎に公表される。年毎の進捗状況を把握するため、「有機農産物等の生産」の取り組みの一つである県認証制度及びエコファーマー等取り組み農家数の割合を補足指標とする。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・宮城県における環境保全型農業への取組は、全国有数の規模を誇り、早いうちから県独自の認証制度等を立ち上げるなど積極的に取り組んできた成果であると考えられる。
・近年、国が「経営所得安定対策等大綱」の中の一つの柱として環境保全型農業を推進する「農地・水・環境保全向上対策」を打ち出すなど環境保全への機運が高まっており、農業者自らの意識の向上が進んだことも背景にある。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・環境保全型の業に取り組もうとする農業者の割合は、センサスデータを根拠としており、妥当である。
・補足指標は、県独自の調査結果による特別栽培農産、JAS有機農産物の栽培者の合計11,524戸があるが、推移を表せないことから、次年度に18年、19年のデータを掲載する予定。

